



証券取引等監視委員会の活動状況

(令和3年度 年次公表)

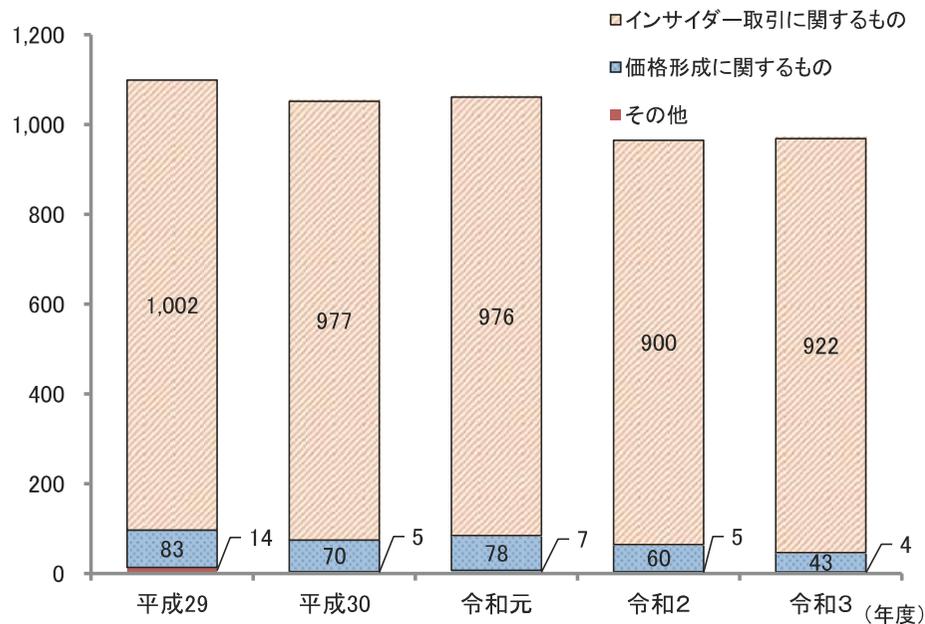
主なポイント

令和4年6月
証券取引等監視委員会

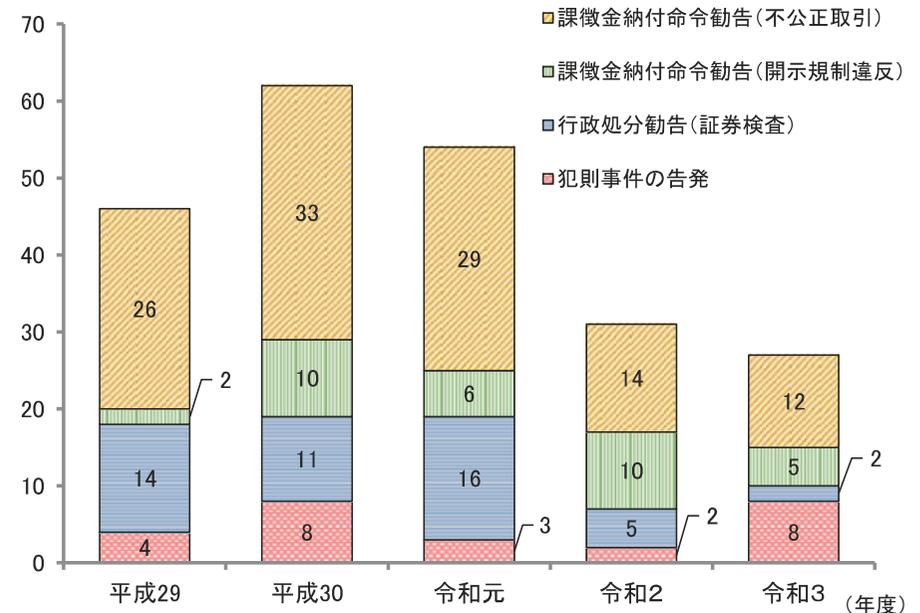
1 令和3年度の活動概要

- 潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視
- 金融商品取引業者に対するリスクアセスメントを踏まえた検査
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信

取引審査の実施件数*



勧告・告発件数



* 証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

2 犯則事件の調査、告発

➤ 犯則事件の告発件数は8件

- 内部者取引事件5件、相場操縦事件1件、偽計事件2件

➤ 公正・透明な市場の実現に向け、犯則調査の権限を適切に行使し、重大で悪質な不公正取引等に厳正に対応

主な告発事案

事件	告発日	概要
偽計事件	R3.7.12	犯則疑者らは、共謀の上、犯則疑法人の株価の維持上昇を図る目的及び同法人が発行した新株予約権の行使促進等のため、適時開示制度を悪用し、同法人の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。
内部者取引事件	R4.2.14	犯則疑者Aは、上場会社が業務提携する旨の重要事実を、その職務に関して知り、犯則疑者Bと共謀の上、同重要事実の公表前に同社株券を買い付け、また、Aから同重要事実の伝達を受けたBは、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。
偽計事件	R4.3.16	第三者割当増資に関し、割当予定先の会社の取締役であった犯則疑者は、同社には当該払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、資金調達が可能である旨の虚偽の内容を含む公表を発行者に行わせた。
相場操縦事件	R4.3.23	犯則疑者らは、犯則疑法人(金商業者)が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 ※ R4.4.12 関連事件を告発

3 不公正取引の情報収集・調査・課徴金勧告

➤ インサイダー取引規制違反

- 勧告件数は6件(うち、クロスボーダー事案は1件)
- 上場会社の役員が内部情報を知得できる立場にあったことを悪用し、インサイダー取引を繰り返し行った事案を勧告
- 公開買付け等事実や業務提携を重要事実とする勧告件数が多い

➤ 相場操縦規制違反

- 勧告件数は6件(うち、クロスボーダー事案は1件)
- 売り見せ玉と買い見せ玉を繰り返すことにより株価を人為的に変動させたり、店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行うことにより、市場において見せ玉を行うなど、相場操縦の手口は複雑化・巧妙化
- 過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者が、再度違反行為を行った事案を複数勧告

主な勧告事案(不公正取引)

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、複数の上場企業の株式について、売り見せ玉と買い見せ玉を繰り返すなどにより相場操縦を行った。	R3.6.18 698万円	• 見せ玉によって最良気配の板状況を人為的に変動させることでレンジ相場を作出しつつ、最良買い気配での買付けと最良売り気配での売付けを短時間で頻繁に繰り返す巧妙な手法。
上場会社の役員が、職務上重要事実等を知得できる立場を悪用し、重要事実等の公表前に買い付けた。	R3.11.19 402万円	• 他人名義の証券口座を使用し、複数回インサイダー取引を行った事例。
個人投資家が、上場企業の株式について、株価引下げと売り見せ玉により相場操縦を行った。	R4.1.21 82万5,000円	• 2回目の課徴金納付命令勧告のため、加算規定の適用により、課徴金額が1.5倍。
海外法人が、日本株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行うことにより、約定させる意思のない注文を市場に発注し、自己に有利な価格で証券CFD取引を約定させるなどの相場操縦を行った。	R3.11.5 276万円	• 店頭デリバティブ取引による相場操縦事案として、初の課徴金勧告事例。 • 4か国の海外当局と連携

4 開示規制違反の情報収集・検査・課徴金勧告

- 開示規制違反の勧告件数は5件(うち、1件は訂正報告書の提出命令勧告を併せて実施)
- 以下のような事案について勧告を実施
 - 架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理が行われた事案
 - 売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の不適正な会計処理が行われた事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

主な勧告事案(開示規制違反)

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
<ul style="list-style-type: none"> • 架空循環取引による売上の過大計上及び売上原価の過大取消 • 回収可能性の低い立替金に係る特別損失の不計上等 	R3.6.11 8,110万9,997円	<ul style="list-style-type: none"> • 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、十分な内部統制を構築できていなかった。 • 監査役及び内部監査において不正リスクへの意識が希薄であった。
<ul style="list-style-type: none"> • 売上の架空計上及び売上の前倒し計上等 • 当社は、上場前から、こうした不適正な会計処理を行っていた 	R4.2.22 2,400万円	<ul style="list-style-type: none"> • 前会長による過剰な業績目標があった。 • コンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していた。 • 内部統制、内部監査が機能不全であった。

5 金商業者等に対する証券モニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
 - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じた検査を実施
 - 46件着手、2件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
 - 「留意すべき事項(問題は顕在化していないものの改善が必要な事項)」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

主な勧告事案(証券検査)

業態	勧告日	概要
投資運用業	R4.1.21	<p>【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、投資一任契約の締結前後を通じて商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていないほか、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある事象の発生を把握した場合においても、自ら投資判断を行っていなかった。 <p>【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、公募投資信託の設定前調査等に不備があり、運用対象投信の運用方針を把握しないまま長期にわたり運用を継続していたほか、把握後も、適時に運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行っていなかった。 • また、受益者等への情報提供に関し、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。
投資助言・代理業	R4.3.25	<p>【無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、第一種金融商品取引業の登録(金融商品取引法第31条第4項に基づく変更登録)を受けることなく、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行っていた。 <p>【無登録業者に対する名義貸し】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、投資判断者として届け出ている無登録業者2名について、実際には、雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていないにもかかわらず、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。

6 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

➤ 裁判所への禁止・停止命令の申立て

- 投資者被害拡大防止のため、裁判所へ無登録業者による金融商品取引法違反行為の禁止・停止命令発出を求める申立てを実施

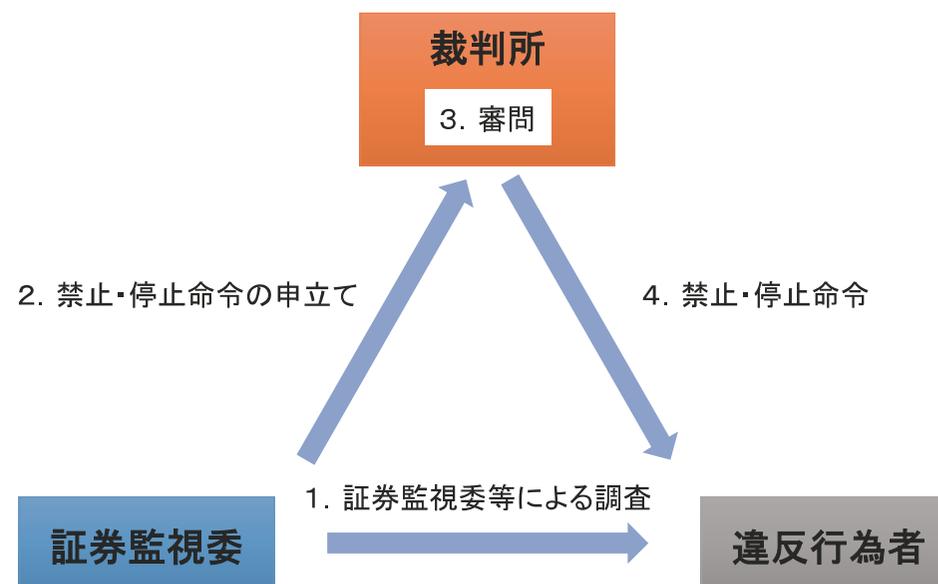
➤ 関係機関との連携強化

- 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

裁判所への禁止命令等の申立て事案

被申立人	申立日	概要
SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. (スカイプレミアムインターナショナル社) 他1名	R3.9.17 (東京地裁)	被申立人は、国内の一般投資家に対し、投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品に係る取得勧誘を行うなど当該契約の締結の媒介を行い、約2万2,000名の一般投資家から約1,200億円を集めるなど、金融商品取引法違反行為(無登録で投資一任契約の締結の媒介を業として行うこと)を行っていた。

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



7 監視を支えるインフラの整備(デジタルイゼーション、人材)

- 既存のシステムインフラの見直しや整備を通じた、市場監視業務の高度化・効率化の推進
(例) 金融機関に対する預貯金照会サービス利用の実証実験の実施(令和4年1月~3月)
- 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用

監視を支えるインフラの整備



8 市場規律強化に向けた取組み

➤ 事案の意義や問題点等を情報発信

- 個別の勧告事案等の公表、課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
- 各ステークホルダーに向けたメッセージを「監視委コラム」に記載(令和3年度年次公表)

➤ 自主規制機関との連携

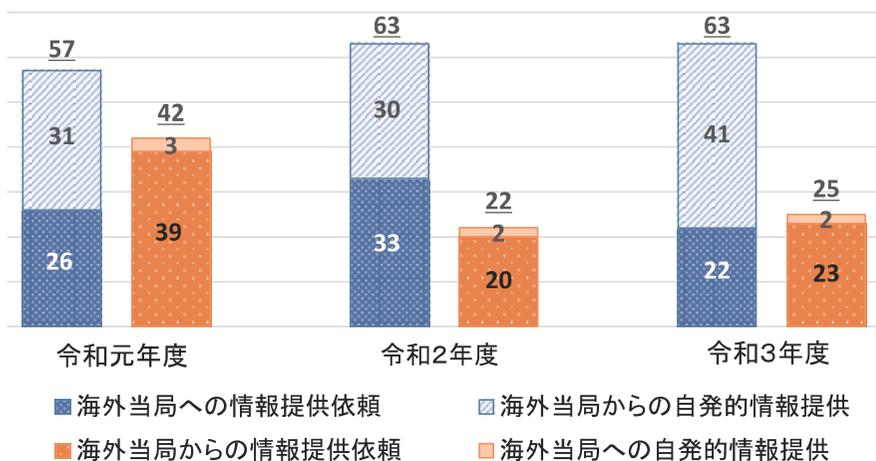
- 売買審査などで日常的に連携
- 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有

➤ 海外当局との連携

- 世界233機関が加盟する証券監督者国際機構(IOSCO)において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- IOSCO MMoU^{*}に基づく海外当局との情報交換により、クロスボーダー取引による違反行為に対して迅速な法執行を実施
- 海外当局職員への研修実施、海外当局主催オンライン研修への参加等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

※ IOSCO MMoU : IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書

MMoU等に基づく情報交換件数の推移



※件数は、金融庁及び証券監視委の合計

Twitterを活用した情報発信

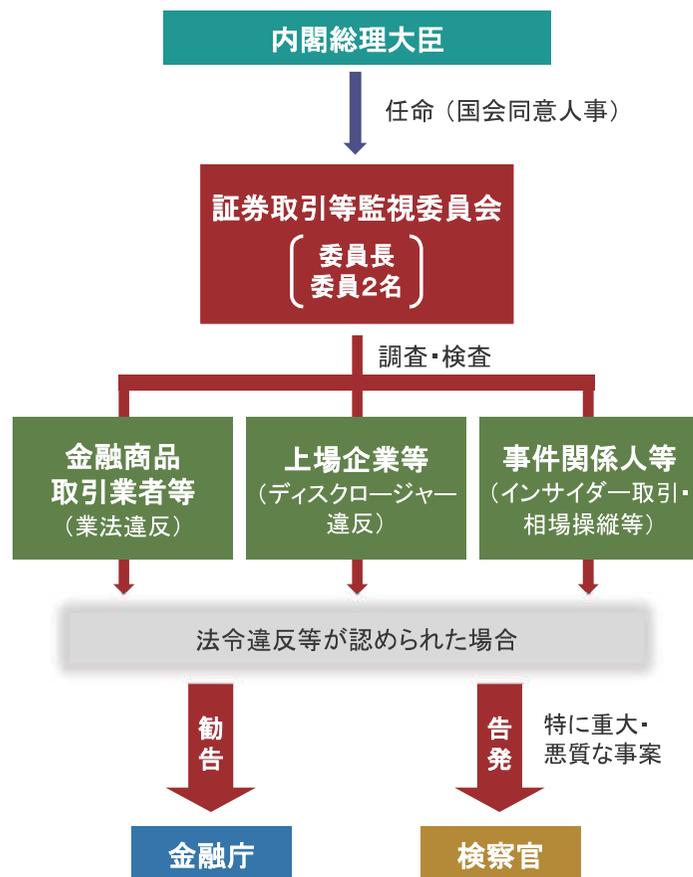
証券取引等監視委員会

@SESC_JAPAN



参1 証券監視委の概要

組織概要



委員長及び委員



委員 浜田 康

あずさ監査法人代表社員・理事、
青山学院大学大学院会計プロ
フェッション研究科特任教授を経
て、平成28年12月より現職(再任)。

委員長 長谷川 充弘

名古屋地方検察庁検事正、広島
高等検察庁検事長を経て、平成
28年12月より現職(再任)。

委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、
(独)国民生活センター理事を経て、
令和元年12月より現職。

参2 中期活動方針(第10期) ～信頼され魅力ある資本市場のために～

※令和2年1月24日作成

証券監視委の使命

- 的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
 2. 資本市場の健全な発展への貢献
 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準
の追求

<これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す>

網羅的な市場監視(広く)

- ・新たな商品・取引等への対応
- ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・全体像の把握(部分から全体へ)
- ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

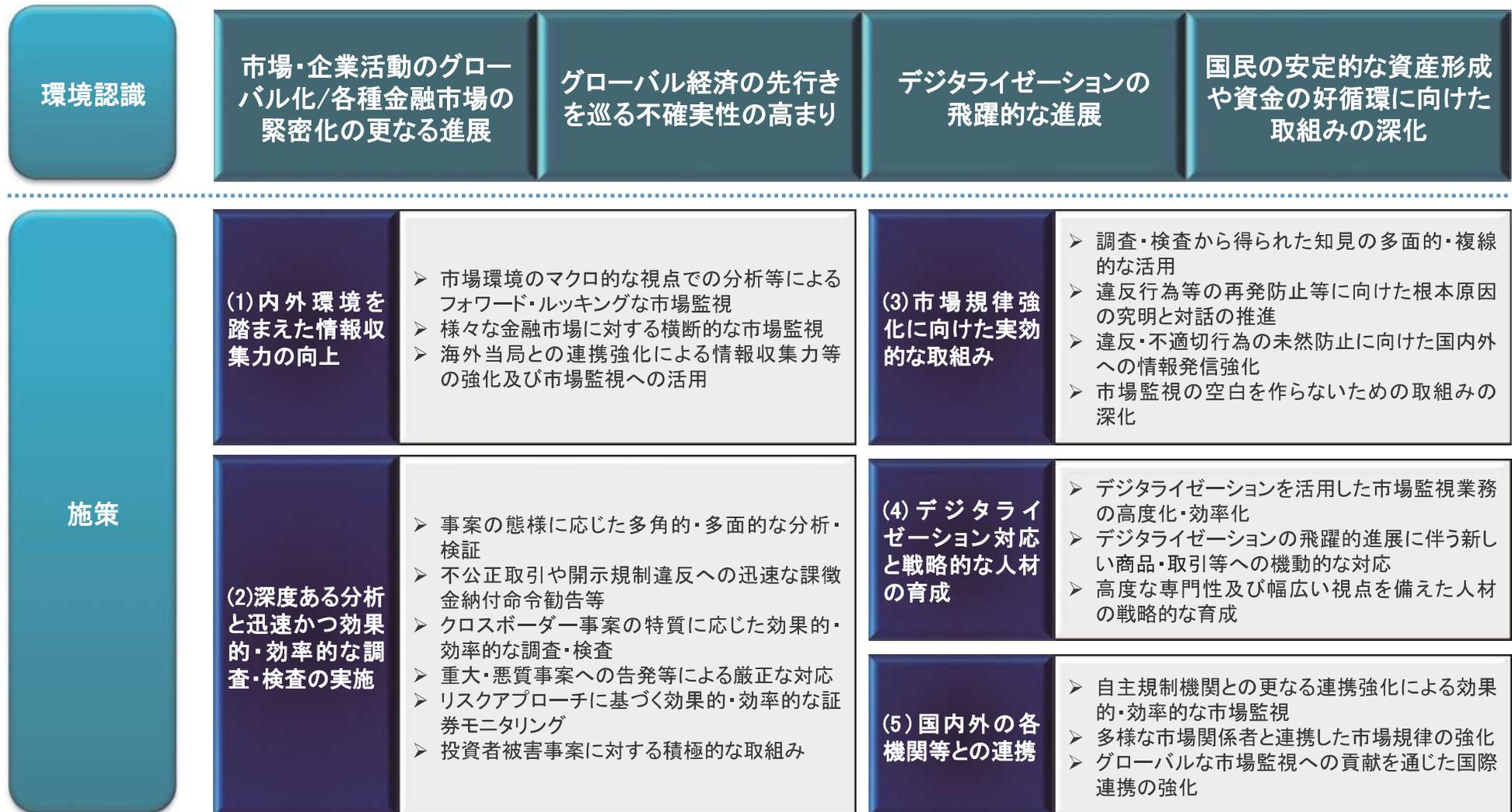
機動的な市場監視(早く)

- ・問題の早期発見・着手
- ・早期の対応による未然防止
- ・迅速な実態説明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・問題の根本原因の究明
- ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

参2 中期活動方針(第10期) ～信頼され魅力ある資本市場のために～



PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し